

日 薬 業 発 第 8 号
令 和 6 年 4 月 3 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 山 本 信 夫
(会 長 印 省 略)

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律等の
施行について（通知）

標記について、厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長及び同食品監視安全課長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

標記法律の公布については、令和5年6月6日付け日薬業発第76号にてご案内のとおりです。

今般の通知は、令和6年4月1日の施行に伴い、所要の政令・省令・告示が公布・施行されたことに関するものです。

生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、食品衛生基準行政に関する事務を消費者庁に、水道整備・管理行政に関する事務を国土交通省及び環境省に移管することに伴う関係法令の所要の改正内容及び既存通知等の取扱い等について示されております。

つきましては、貴会関係者へご周知下さいますようお願い申し上げます。

別添：生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律等の施行について（通知）（令和6年3月29日付け厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長（健生食基発0329第1号）及び同食品監視安全課長（健生食監発0329号第7号））

厚生食基発 0329 第 1 号
厚生食監発 0329 第 7 号
令和 6 年 3 月 29 日

(別記) 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
食品基準審査課長
(公 印 省 略)
食品監視安全課長
(公 印 省 略)

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律等の施行について (通知)

今般、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律 (令和 5 年法律第 36 号)、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令 (令和 6 年政令第 102 号)、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令 (令和 6 年厚生労働省令第 65 号)、及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示 (令和 6 年厚生労働省告示第 171 号) が令和 6 年 4 月 1 日に施行されるため、その内容等について、別添のとおり、都道府県知事等宛てに通知しましたので、御了知のほどお願いいたします。

厚生発 0329 第 63 号
令和 6 年 3 月 29 日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律等の施行について（通知）

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 36 号。以下「整備法」という。）については、令和 5 年 5 月 26 日に公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行される。また、本日、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 102 号。以下「整備等政令」という。）、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和 6 年厚生労働省令第 65 号。以下「整理等省令」という。）及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（令和 6 年厚生労働省告示第 171 号。以下「整理告示」という。）が公布され、一部を除き、令和 6 年 4 月 1 日から施行される。

整備法の趣旨等については、「「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」の公布について（通知）」（令和 5 年 5 月 26 日生食発 0526 第 1 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）により通知したところであるが、整備等政令、整理等省令及び整理告示等の内容について下記のとおり通知する。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の保健所設置市を除く市町村並びに都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対してもこの旨周知をお願いする。なお、本通知の写しを別記の関係団体等あてに別途送付する旨申し添える。

記

第1 改正の概要

1 組織法令の改正

(1) 食品衛生基準行政関係の改正

食品衛生基準行政に関する事務を消費者庁に移管し、健康・生活衛生局食品基準審査課を廃止すること。

なお、食品衛生監視行政に関する事務は、令和6年度以降も引き続き厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課において処理すること。

(2) 水道整備・管理行政関係の改正

水道整備・管理行政に関する事務を国土交通省及び環境省に移管し、健康・生活衛生局水道課を廃止すること。

2 作用法令の改正

(1) 食品衛生基準行政関係の改正

関係法令において、

- ・ 「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、
 - ・ 「薬事・食品衛生審議会」を「食品衛生基準審議会」に改める
- 等の所要の改正を行ったこと。

(2) 水道整備・管理行政関係の改正

① 大臣名等に係る所要の改正

関係法令において、

- ・ 水質又は衛生に関する事務については、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から「厚生労働大臣」を「環境大臣」に、
- ・ 当該事務以外の事務については、社会資本の整合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤の強化等の観点から、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める

等の所要の改正を行ったこと。

② 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しに係る改正

両資格の資格要件について、現行では水道に関する実務経験のみを対象としているところ、整備法の趣旨を踏まえて、資格要件に下水道等に

関する実務経験を含める等の改正を行ったこと。

また、水道整備・管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、学歴及び学科要件における「土木工学科（土木科）」以外の課程の追加や、職員数の少ない小規模事業者における技術上の実務経験年数の見直し等を行ったこと。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行すること。ただし、第1の2の(2)の②については令和7年4月1日から施行すること。

第2 既存の通知等の取り扱い等について

1 食品衛生基準行政関係

(1) 厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課から消費者庁食品衛生基準審査課へ移管される事務に係る通知等について

厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課から消費者庁食品衛生基準審査課へ移管される事務に係る既存の通知等については、別途の通知等が発出されない限り、移管に対応した庁名、大臣名等の改正を行わなくとも、「厚生労働省」とあるのは「消費者庁」と、「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」等と読み替えるなど、必要な読替えを行った上で、引き続き適用されるものであること。

(2) 厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課から消費者庁食品衛生基準審査課へ移管される事務に係る通知等について

これまで厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課が所掌していた事務のうち、

- ・ 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）に基づく、乳等に使用する添加物、調製粉乳及び調製液状乳に係る厚生労働大臣の承認に関するもの
- ・ 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に基づく、製造基準に規定する以外の方法により、塩漬け等を行い食肉製品を製造しようとする場合及び塩漬け等を行った食肉製品を輸入しようとする場合の厚生労働大臣の承認に関するもの

については、令和6年度以降、消費者庁食品衛生基準審査課に移管されることとなるが、これらの事務に関する通知等については、別途の通知等が発出されない限り、移管に対応した庁名、大臣名等の改正を行わなくとも、

「厚生労働省」とあるのは「消費者庁」と、「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるなど、必要な読替えを行った上で、引き続き適用されるものであること。

(3) 厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課から同局食品監視安全課に移管される事務に係る通知等について

これまで厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課が所掌していた事務のうち、

- ・ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 8 条第 1 項の指定成分等の指定や指定成分等含有食品による健康被害の情報収集に関するもの
- ・ 食品衛生法第 52 条第 1 項の器具又は容器包装を製造する営業の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置に関するもの

等については、令和 6 年度以降、同局食品監視安全課に移管される又は消費者庁食品衛生基準審査課との共管となるが、これらの事務に関する通知等については、別途の通知等が発出されない限り、移管に対応した課名等の改正を行わなくとも、「食品基準審査課」とあるのは「食品監視安全課」と読み替えるなど、必要な読替えを行った上で、引き続き適用されるものであること。

(4) 厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課の所掌事務に係る通知等であって、移管後も同課において所管するものについて

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課の所掌事務に係る通知等であって、移管後も同課において所管するものについては、別途の通知等が発出されない限り、移管に対応した課名等の改正を行わなくとも、「厚生労働省食品基準審査課」を「消費者庁食品衛生基準審査課」と読み替えるなど、必要な読替えを行った上で、引き続き適用されるものであること。

(5) 通知等が発出した主体の読替えについて

消費者庁移管前に発出された局内各職による通知等であって、第 2 の 1 の(1)~(3)に係る事務に関するものは、別途の通知等が発出されない限り、同庁移管後に当該通知等に係る事務を所管する職の発出による通知等とみなすこと。

(6) 申請書、報告書等の提出先について

第 2 の 1 の(1)及び(2)に係る事務に関する申請書、報告書等の送付先については、令和 6 年 4 月 1 日以降は、当該申請書、報告書等に係る事務を所

掌する消費者庁食品衛生基準審査課とされたい。

第2の1の(3)に係る事務に関する申請書、報告書等の送付先については、令和6年4月1日以降は、当該申請書、報告書等に係る事務を所掌する厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課とされたい。

2 水道整備・管理行政関係

(1) 移管される事務に係る通知等について

移管される事務に関する既存の通知等については、別途の通知等が発出されない限り、移管に対応した省名、大臣名等の改正を行わなくとも、水質及び衛生に関する事務について「厚生労働省（厚生労働大臣）」とあるのは、「環境省（環境大臣）」と、これ以外については「厚生労働省（厚生労働大臣）」とあるのは「国土交通省（国土交通大臣）」と読み替えるなど、必要な読替えを行った上で、引き続き適用されるものであること。

(2) 通知等が発出した主体の読替えについて

水道整備・管理行政の移管前に発出された健康・生活衛生局内各職による通知等は、別途の通知等が発出されない限り、行政移管後に当該通知等に係る事務を所管する職の発出による通知等とみなすこと。

(3) 申請書、報告書等の提出先について

移管される事務に関する申請書等の送付先については、別途の通知等が発出されない限り、令和6年4月1日以降は、当該申請書等に係る事務を所掌する国土交通省地方整備局、北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局の担当課室とされたい。